

建設業許可申請者の皆様へ

## 土木事務所における建設業許可に係る 変更届出書の郵送による提出について

令和2年4月から、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため実施していた、建設業許可一部届出書の郵送提出につきましては、令和5年5月31日をもって廃止しましたが、以下のとおり内容を見直しの上、一部届出書について郵送による提出を受け付けることとしたのでお知らせします。(別紙1参照)

※解体工事業登録事務については、対象外です。

### 記

#### 1 郵送による提出を受け付ける書類

「変更届」

(経營業務管理責任者変更、営業所の専任技術者変更を含む場合は不可)

#### 2 郵送による提出方法

・必ず、別紙2「送信票」を同封の上、レターパック(プラス)又は書留(簡易書留を含む。)により送付。

・封筒に「許可番号」「書類名」を朱書きしてください。

記載例:「般06-0000000、建設業許可変更届在中」

#### 3 返信用封筒

返信先を記載したレターパック(プラス又はライト)封筒を必ず同封

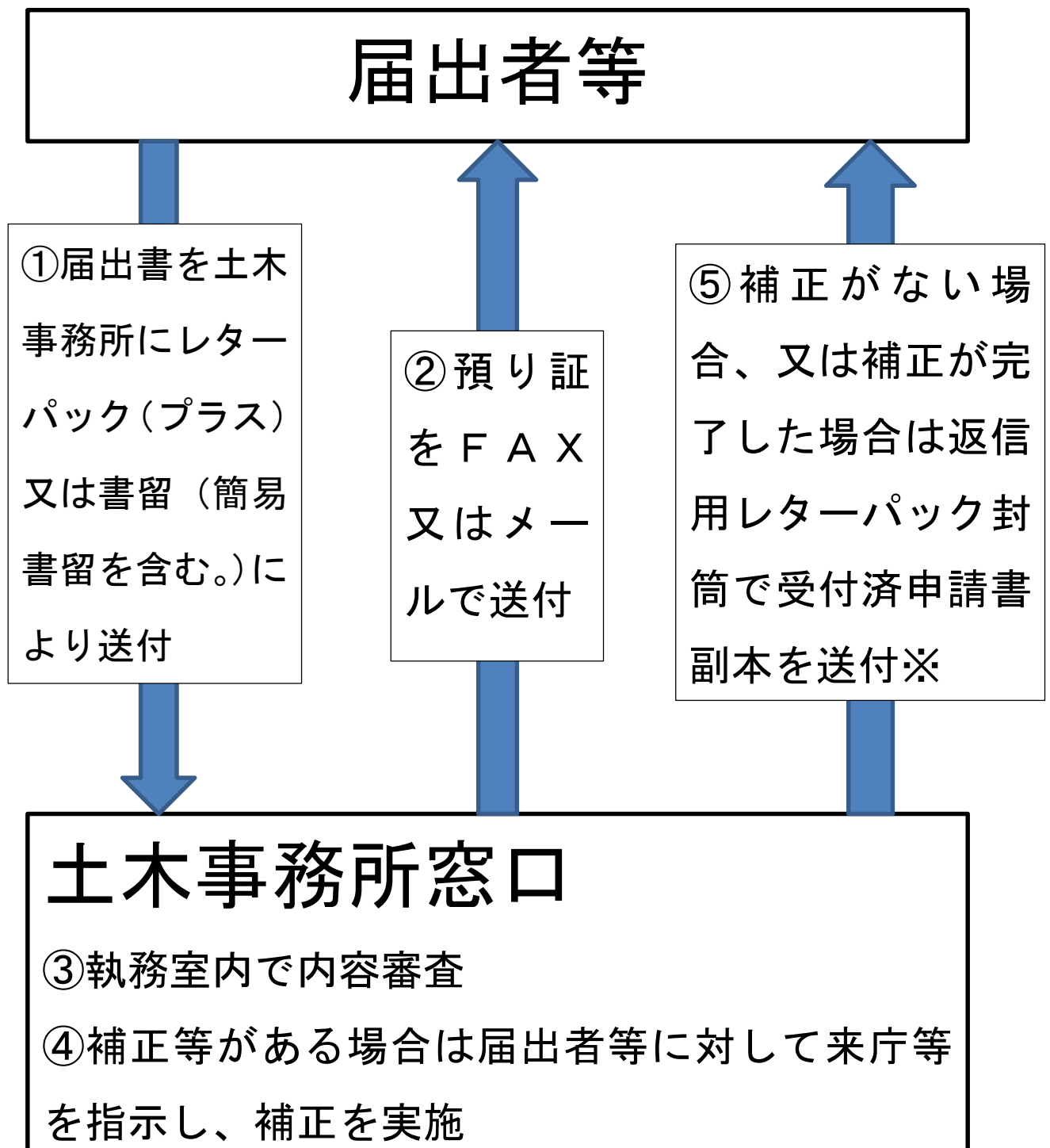
(届出部数が複数の場合等、申請者用副本がレターパック封筒に収納できる厚さであることを確認し、収納できない場合は、収納可能な枚数の返信用レターパック封筒を同封してください。)

#### 4 その他

・書類に不備や不足があり、連絡がつかない場合、書類到着から原則として1か月経過後、送付された書類は返信用封筒で返却いたします。この場合、届出書は未受付として取り扱いますので御注意ください。

・経営事項審査を受審希望の方は、電話により御連絡ください。

静岡県交通基盤部建設業課  
各土木事務所総務課



※返信用レターパック封筒がない場合は届出者と連絡を取り、窓口での交付又は返信用レターパックが事務所に届くよう対応を求める。

# 送信票

別紙2

建設業許可届出書類 預り証		
送信先		
電話番号	—	—
FAX 番号	—	—
メールアドレス		
送信元	<input type="checkbox"/> 下田土木事務所 総務課建設業班 FAX 番号 0558-24-2123 <input type="checkbox"/> 熱海土木事務所 総務課建設業班 FAX 番号 0557-82-9110 <input type="checkbox"/> 沼津土木事務所 総務課建設業班 FAX 番号 055-922-6684 <input type="checkbox"/> 富士土木事務所 総務課建設業班 FAX 番号 0545-65-2270 <input type="checkbox"/> 静岡土木事務所 総務課建設業班 FAX 番号 054-286-9375 <input type="checkbox"/> 島田土木事務所 総務課建設業班 FAX 番号 0547-37-6183 <input type="checkbox"/> 袋井土木事務所 総務課建設業班 FAX 番号 0538-42-1782 <input type="checkbox"/> 浜松土木事務所 総務課建設業班 FAX 番号 053-458-7193	
投函年月日	令和 年 月 日	
届出者		他社分 (複数郵送の場合)
許可番号		
届出・申請の内容	<input type="checkbox"/> 決算終了後の変更届 〔 経営事項審査受審の有無 有・無 いずれかに○を付けてください 〕 <input type="checkbox"/> 決算以外の変更届	土木事務所預り印※

※欄は土木事務所にて押印するため空欄のままとしてください。

**この預り証は、建設業許可申請の受付記録ではありません。**